

5類感染症への位置づけ変更に伴う対応①

5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症が、
新型インフルエンザ等感染症（2類感染症相
当）から**5類感染症に法律上の位置づけが変
更され、法に基づく患者・濃厚接触者の外出
自粛要請などが終了。**